

社会福祉法人角田共育ち会 非常勤役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人角田共育ち会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 本規程でいう非常勤とは、職員の所定就業時間に相当しない業務を行う場合をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

4 職員の所定就業時間の勤務に相当しない役員等を対象に以下の各条を適用するものとする。

(非常勤役員の出席報酬等)

第 3 条 非常勤の役員が理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び実費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、定款第 8 条により報酬を支払わないが、別表 1 により実費を支払うことができる。

(非常勤役員の勤務報酬等)

第 4 条 非常勤役員が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費を支払うことができる。

(出張旅費)

第 5 条 非常勤役員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第 6 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則 この規程は、平成29年7月14日より適用する。

別表1 非常勤役員報酬 (日額)

名 称	報 酬	その他
理事会出席報酬等	3,000円	実費
評議員会出席報酬等	なし	実費

別表2 (日額)

名 称	報 酬	その他
非常勤役員業務報酬等	3,000円	実費
監事監査指導報酬等	3,000円	実費

別表3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	実費(ただし上限 20,000円)	3,000円	実 費